

## 令和2年度指定管理者評価シート

### 1. 管理運営の状況等

(1)施設名	さいたま市浦和駒場体育館
(2)施設概要	<p>①所在地 さいたま市浦和区駒場2-5-6</p> <p>②施設の設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図る。</p> <p>③施設の概要 昭和49年7月1日開館 敷地面積 14,050㎡ 建物面積 7,668㎡ 競技場、第一体育室、第二体育室、柔・剣道場、弓道場、卓球場、トレーニング室、会議室、テニスコート(3面) 他</p>
(3)指定管理者	埼玉シミズ・浦和スポーツクラブ JV
(4)指定期間、指定管理料	<p>①指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>②指定管理料 平成30年度：82,260千円、令和元年度：83,020千円、令和2年度：71,112千円</p>
(5)施設の管理運営の内容	<p>①運營業務の状況(利用状況含む) ◇利用状況(括弧内は前年度の数値) 【利用件数】 1,751件(58,316件) 【利用人数】 7,641人(184,594人) 【利用率】競技場：96.7%(95.9%)、第1体育室：72.8%(90.7%)、第2体育室：98.3%(96.4%)、柔道場：43.3%(65.6%)、剣道場：55.8%(83.2%)、卓球場：38.8%(63.6%)、テニスコート：98.2%(92.2%) 会議室：25.0%(46.1%)</p> <p>◇業務実施状況 ・利用者登録及び申込み受付業務(施設の利用許可) ・公共施設予約システムによる貸出し管理 ・事業計画書に基づく業務(市民スポーツの普及・支援・指導など)</p> <p>②維持管理業務の状況 ・施設管理業務(清掃等) 毎日 ・消防設備保守点検業務 年1回 ・非常発電装置保守点検業務 年1回 ・自家用電気工作物保守管理業務 年2回 ・事業系一般廃棄物収集運搬処理業務 週2回 ・産業廃棄物収集運搬処理業務 年2回 ・機械警備業務 毎日 ・建築設備定期検査業務 年1回 ・建築物定期調査業務 年1回 ・体育器具保守点検業務 年1回 等</p> <p>③その他の業務 スポーツ教室(テニス教室等)の開催</p>

(6) 収支状況	<b>①収入</b> ・利用料金収入 575千円(前年度13,596千円) ・指定管理料 71,112千円(前年度83,020千円) ・その他収入 113千円(前年度3,904千円) <b>②支出</b> ・人件費 28,157千円(前年度37,473千円) ・事務費 9,861千円(前年度11,176千円) ・施設管理費 33,141千円(前年度44,895千円) ・事業費 641千円(前年度3,767千円)
(7) 利用者アンケート等による市民からの意見・要望等への対応	投書箱を設け随時対応している。要望については、指定管理者にて対応可能な内容については実施している。
(8) その他	令和元年10月～令和2年12月 中規模修繕工事により休館

## 2. 提案内容の達成状況

(指定管理者から提案のあった項目の達成状況)

提案内容	達成状況
中規模修繕工事後、原状回復、営業再開に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、外部に移送した備品・設備を元に戻すと同時に新型コロナウイルス感染拡大防止のために、館内備品の抗菌、各所に消毒スタンドの設置、入口に自動検温装置の設置をした。</li> <li>・中規模修繕工事では、柔道場へのエアコンの導入やハイパーエネルギーステーションを設置した。また、中規模修繕工事による休館期間中にテニスコート人工芝の全面張替え、駐車場のラインの引き直しや出入口の門扉の修繕を行った。</li> </ul>
中規模修繕工事中、仮事務所にて業務を継続する。	仮事務所では事業を継続すると共に、樹木の剪定等中規模修繕工事範囲外の施設の維持管理を行った。

## 3. 評価

(1) 指定管理者による評価

<p><b>【利用者の安全を最優先に、利便性・快適性の向上を目指す】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の機械警備装置の設置、監視カメラの更新により利用者の安全性を更に向上させた。</li> <li>・中規模修繕工事により、空調器具の更新、多目的トイレの増設及びトイレ・シャワー等が更新され、利便性・快適性が向上した。</li> <li>・施設担当者、設備担当者及び清掃担当者の情報を共有し、報告書の相互チェックを行うことで、危険箇所の把握に努めた。</li> </ul> <p><b>【経費の削減】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用のない時間については競技場等の照明消灯を実施した。</li> <li>・購入品は競争原理を導入し、その都度複数の見積徴取を徹底した。</li> </ul> <p><b>【適正な管理運営の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市公共施設予約システムにより適正に運営管理した。</li> </ul>
--

(2)さいたま市の評価(評価担当課:スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課)

総合評価(B)※A~D

1 項目別の評価

【市民の平等利用、市民サービスの向上、利用促進】

- ・中規模修繕工事に合わせ、機械整備装置を設置するなどして市民の安全性の向上を図った。
- ・休館期間に駐車場のラインの引き直しや出入口の門扉の修繕など工事範囲外においても市民サービスの向上を図った。

【経費の削減】

- ・円滑で無駄のない予算執行を心がけ、節電努力により電気料金削減に努めた。

【適正な管理運営の確保】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、また、協定書に従って業務を適切に履行し、施設点検等を行った。

2 総合評価

- ・当施設での指定管理者経験(平成22から29年度まで)を生かし、適正な施設管理が行われた。
- ・中規模修繕工事後、開館にあたり、市民の安全性や市民サービスの向上に努めた。

(3)来年度の管理運営に対する指導事項等

- ・利用者の安全確保、利用者の利便性の向上とサービス品質の向上
- ・利用者アンケートを踏まえた利用者の満足度の向上
- ・危機管理体制の再確認
- ・情報セキュリティ体制の再確認